

平成 20 年度定期監察（共通課題監察）の改善措置等について（概要版）

1 監察対象

平成 14 年度から平成 18 年度に本市が行った委託事業のうち

- ・本市監理団体、報告団体及び事業関連団体（以下「外郭団体等」という。）への委託を行っているもの
- ・所属内に事務局をおいている団体（以下「任意団体」という。）への委託を行っているものであり、かつ、本市職員が当該団体の会計事務を実質的に執行しているもの

2 調査結果

(1) 調査総数

- | | | |
|------------|---------|-------------------|
| ・外郭団体等への委託 | 8,516 件 | 558,053,426,403 円 |
| ・任意団体への委託 | 3,593 件 | 8,354,987,790 円 |

(2) 結果

- ・外郭団体等：概ね適正と判断
- ・任意団体：「3 返還にかかる判断基準」、「4 判断基準に基づく返還金額」及び「5 返還の考え方について」のとおり

3 返還にかかる判断基準について

(1) 会計処理に関する判断基準について

- ・本市職員が委託費の残金等を団体会計以外で管理しているもので、正当な手続きを経ずに支出している場合は、団体の簿外に移した金額を団体に対して返還させた上で、本市に対して自主的に返還するよう、団体に対して促す。
- ・前金払による契約で委託費の残金が団体に生じている場合は、契約上返還の必要がないが、当該残金、自主的に返還するよう、本市から団体に対して促す。
- ・なお、団体が委託費を全く執行していない年度については、当該年度に係る委託費について本市から団体に対して返還を求める。

(2) 委託目的との合目的性の判断基準について

- ・合目的性の判断については、契約内容を踏まえ、明らかに委託目的の支出とは認めがたいものについて、当該支出金額の返還を団体に対して求める。

(3) 利息相当額について

- ・委託費を全く執行していないものについては、利息相当額（2%）を徴収

4 判断基準に基づく返還金額

返還等を行うものと認定した金額	21 件	52,116,100 円	
今回の調査において判明したもの	10 件	3,206,931 円	
会計処理に関するもの	7 件	2,634,811 円	
目的外支出に関するもの	4 件	572,120 円	(うち 1 件再掲)
職員が管理する委託料等に係るもの (不適正資金問題調査報告書に基づくもの)	11 件	48,909,169 円	
会計処理に関するもの	11 件	48,675,851 円	
目的外支出に関するもの	3 件	233,318 円	(再掲)

*私的費消事案に係る返還額 (6,382,648 円) は含まれていない。

(1) 今回の調査で判明した返還を要するものについて

①職員が団体の承認を得ずに別途管理していたもの…2,215,961 円

返還対象：別途管理していた金額全額

- ・浪速区人権啓発推進事業 (委託元：浪速区)
- ・浪速区生涯学習推進事業 (委託元：浪速区)
- ・浪速区青少年育成推進事業 (委託元：浪速区)
- ・浪速区学校体育施設開放事業 (委託元：浪速区)
- ・東淀川区企画調整事業 (委託元：東淀川区)

(不適正資金問題調査報告書「不適正資金」番号：19 関連)

②前金払でゼロ精算を行い団体に残金が生じているもの…418,850 円

返還対象：当該委託料残金及び未支出年度がある委託料相当額

- ・浪速区統計調査員確保対策・研修事業 (委託元：計画調整局)
- ・西淀川区統計調査員確保対策・研修事業 (委託元：計画調整局)
- ・西淀川区エイズに関する普及啓発委託事業 (委託元：健康福祉局)

③委託目的の支出とは認め難いもの…572,120 円

返還対象：当該支出金額

- ・此花区統計調査員確保対策・研修事業 (委託元：計画調整局)
- ・淀川区統計調査員確保対策・研修事業 (委託元：計画調整局)
- ・西区老人保健推進事業 (委託元：健康福祉局)
- ・浪速区人権啓発推進事業 (委託元：浪速区)

(2) 不適正資金問題調査報告書に基づく「職員が管理する委託料等」について

①職員が団体の承認を得ずに別途管理していたもの…15,333,134 円

返還対象：別途管理していた金額全額

- ・淀川区区民企画担当関係事業（「委託料等」番号：19）（委託元：市民局等）
- ・東淀川区人権啓発推進事業（番号：22）（委託元：東淀川区）
- ・生涯学習フェスティバル推進事業、はぐくみネット事業（番号：17）
（委託元：教育委員会事務局）

②前金払でゼロ精算を行い団体に残金が生じているもの… 33,342,717 円

返還対象：当該委託料残金及び未支出年度がある委託料相当額

- ・天王寺区地域防災振興事業（番号：13）（委託元：天王寺区）
- ・東淀川区花と緑のまちづくり推進事業（番号：14）（委託元：東淀川区）
- ・大阪市人権啓発推進協議会委託事業（番号：3）（委託元：市民局）
- ・榎本小学校学校体育施設開放事業（番号：9）
（委託元：ゆとりとみどり振興局）
- ・東淀川区すきやねん大阪事業（番号：20）（委託元：東淀川区）
- ・大正区統計調査員確保対策・研修事業（番号：12）（委託元：計画調整局）
- ・港区統計調査員確保対策・研修事業（番号：18）（委託元：計画調整局）
- ・東淀川区統計調査員確保対策・研修事業（番号：21）（委託元：計画調整局）

③委託目的の支出とは認め難いもの…233,318 円

返還対象：当該支出金額

- ・大正区統計調査員確保対策・研修事業（番号：12）（委託元：計画調整局）
- ・港区統計調査員確保対策・研修事業（番号：18）（委託元：計画調整局）
- ・東淀川区統計調査員確保対策・研修事業（番号：21）（委託元：計画調整局）

④大阪市への返還を要しないもの

- ・西成同和地区解放会館（番号：1）
- ・市民局同和対策部（番号：2）
- ・旭区老人保健推進事業（番号：15）（委託元：健康福祉局・旭区）
- ・旭区統計調査員確保対策・研修事業（番号：16）（委託元：計画調整局）
- ・新東三国小学校生涯学習ルーム事業（番号：8）（委託元：教育委員会事務局）
- ・大阪市文化振興事業実行委員会事業（番号：5）
- ・大阪文化賞・大阪芸術賞等受賞実行委員会事業（番号：4）

5 返還の考え方について

判断基準に基づく返還にあたっては、本市（委託元）の各所属が、団体（委託先）と調整のうえ取りまとめる。

なお、団体（委託先）の残金以上に返還が生じる事案については、直接関与した職員個人のみではなく、当該委託事業に係る関係所属においても責任を負う。

6 改善措置について

(1)返還等の手続きの早期の完了

関係所属間の協力に基づき、早急に手続きを完了する。

(2)団体（委託先）における委託事業に係る書類の保存の義務付け

本市（委託元）からの委託事業に係る書類については、契約書（仕様書）において団体（委託先）における関係書類の保存について明記する。

(3)実績報告書等証拠書類の徴収

実績報告書がなくとも委託事業の実施結果を証明できるものを除いては、実績報告書など具体的な事業実施内容がわかる書類を団体（委託先）へ求めることを徹底する。

(4)業務内容の仕様書への明示

契約の目的と実施する業務の具体的な内容や、委託目的の趣旨に反した支出を認めないことを、本市（委託元）と団体（委託先）との間の契約書（仕様書）に明記するなど、委託契約の透明性の確保に努める。

(5)適切な会計手続きの徹底

外郭団体及び本市内部に事務局を置き、職員が実質的に会計事務を行っている任意団体との委託契約においては、やむを得ず履行確認前に必要な経費を支出する場合においても、概算払により行うものとする。

(6)公金外現金の取扱いルールに沿った事務の実施

本市職員が行う団体事務のあり方について、引き続き検討するとともに、当面、団体事務の処理の透明性の確保のため、公金外現金取扱規程の改正を遅くとも今年度中に行い、関係職員への周知徹底を行う。